

委員会議事録

1 総務部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第61号 平成29年度光市一般会計補正予算（第3号）

説 明：松村選挙管理委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○河村委員

今、歳入の方で選挙啓発推進委託金9万円というのがありましたが、これは選挙事務用備品購入費の一部になるのでしょうか。あるいは、選挙費の総額がありましたらこれの何パーセントというような格好でそのまま付帯をしてくるものなのでしょうか。

それから、最近選挙事務の中で、即日開票というのが大変だから翌日に開票しようというところも出てきたようではありますが、この、要は、委託金については、即日しようが翌日にしようが同じ性格のもんなのでしょうかね。

○松村選挙管理委員会事務局長

まず、今お尋ねいただきました衆議院選挙啓発推進委託金につきましては、啓発をする費用として交付をされる委託金になります。歳出で言いますと、選挙啓発看板の委託金、選挙啓発看板作成等委託料を157千円見込んでおりますが、こういった費用に充てるといった形になります。そしてこの金額が、委託金の何パーセントになっているかというお尋ねでございましたが、これについては何パーセントかとかという決まりがあるのかどうかわからないんですが、算定の基準があって交付されるというよりは、どちらかという県とかから決まった額の通知があって、9万円なら9万円を交付しますといった通知により、委託金を受けるといった形になっております。

それと、即日開票と翌日開票のことにつきましては、ちょっとはつきりしたことが申し上げられませんが、また後程ご回答させていただけたらと思います。

○河村委員

わかりました。で、要は物事には、お金には、みんな根拠がついちゃうんで、根拠だけは確認をしちよかんと。それが仕事みたいなもんなんじゃから、是非お願いしたらと思います。というのが、よく選管に行くと、ボールペンとかティッシュとか、そういう類のもんが結構たくさんあるんで、要は啓発用の、まあ販促費みたいなもので、ああいうものがいただけるのかなあと思ったりしたもんですから、まあ、貯められるときに貯めちよけばなあと思うわけで、まあ、以上です。

○森重委員

ちょっと、7ページ投票所スロープ設置撤去委託料というのが3万円ついてるんです

けども、まあ、現在、投票所の段差ということでなかなか車いすの方が、なかなか上がれないとかという要望をいただいたりするんですけども、今、スロープのストックってどのくらいあって、何箇所くらいにされているのか、そして新たな、今後もそうですね、そういう要望等があった場合に、そうですね、足りうるものがあるかどうかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

スロープの設置個所については現在、何投票所というのは今資料を持ち合わせていないんですけど、10か15はあろうかと思います。それと、スロープの予備といいたまいますか、急に言われたときに対応できるかということにつきましては、あまり予備は持ち合わせておりませんので、もし、そういった要望がありましたら現地を確認いたしまして、必要な場合には購入して対応するといった形をとっております。

以上でございます。

○森重委員

前回の時ちょっとありまして要望したら、ストックがあるとかないとかという話で、結局設置できなくて、予算の関係がありますというようなことを言われてですね、そういうこともありましたんで一応、今後ですね、やはり高齢化が進んでおりまして、投票率のアップ等も目指されておりますけど、やっぱり投票所の諸事情というものもあると思うので、しっかりその辺の調査もまたしていただけたらと思いますので要望しておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」